

令和6年度茶水プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、公益財団法人するが企画観光局が発注する「令和6年度茶水プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務」の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、理事会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和6年度茶水プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度茶水プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務仕様書」の通り

(3) 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 募集方法

公募型プロポーザル方式にて複数の事業者からその提案内容等を比較検討し、最も目的・目標達成に寄与し、費用対効果を見込むことができる事業者を選定する。

(5) 目標値

静岡県中部地区において、以下の通りとする。

茶水：食数 60,000 杯（期間：7/1～9/30）

するがヌーン茶：食数 3,000 食（期間：11/1～2/28）

3 提案限度額

9,380,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参考資料

本業務の企画提案にあたり以下の資料を参考とすること。

(1) 茶水 事業概要資料

(2) するがヌーン茶 事業概要資料

5 参加資格要件

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 官公庁の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年条例第11号。以下「暴力団 排除条例という。」）第2条各号に該当しないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6 公募に関するスケジュール

公募開始	令和6年3月1日（金）
意向申出書締切	令和6年3月7日（木）正午まで
質問受付期間	令和6年3月7日（木）～3月13日（水）正午まで
質問一斉回答	令和6年3月14日（木）
企画提案書提出締切	令和6年3月22日（金）正午まで
事前審査結果通知	令和6年3月25日（月）正午
本審査会	令和6年3月26日（火）
結果通知	令和6年3月27日（水）正午まで
契約締結協議（予定）	令和6年4月5日（月）

7 公募開始から企画提案書提出まで

(1) 意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

(ア) 提出書類：意向申出書（様式1号）、会社等概要（事業内容、法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類）、会社業務実績

(イ) 提出方法：「13 問合わせ先及び応募先」のアドレスまで、電子メールにより提出

(ウ) 件名：【意向申出書】令和6年度茶水プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務

(エ) 記載事項：会社名、担当部署・担当者名、連絡先(電子メールアドレス、電話)

(オ) 締め切り：令和6年3月7日(木) 正午まで

(2) 質問

(ア) 提出方法：「13 問合わせ先及び応募先」のアドレスまで、電子メールにより提出

(イ) 件名：【質問】令和6年度茶氷プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務

(ウ) 記載事項：会社名、担当部署・担当者名、連絡先(電子メールアドレス、電話)、質問内容

(エ) 締め切り：令和6年3月13日(水) 正午まで

(オ) 意向申出書を提出した業者のみ、質問できるものとする。

(3) 質問の回答

(ア) 意向申出書の提出があった全事業者に対し、令和6年3月14日(木)に、電子メールにより一斉回答する。

(イ) 質問の内容により、本プロポーザル方式に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(ウ) 質問に対する回答は、本要領等の追加又は修正事項とみなす。

(エ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出

(ア) 提出書類：提出書(様式2号)、企画提案書、見積書、業務実施体制書

(イ) 提出部数：8部(正本1部、副本7部)

(ウ) 提出方法：郵送または持参(受付は平日の9:00~17:00とする)

(エ) 締め切り：令和6年3月22日(金) 正午必着

(オ) 企画提案書：A4判長辺綴じ、様式・縦横自由。別添仕様書に基づき、提案限度額の範囲内で実施可能な以下の提案項目について提案を行うこと。

- 企画趣旨
- 目的達成のための考え方
- 目標値達成のための販促ツールやプロモーション施策

(カ) 見積書：社印のある任意様式。一式表現ではなく運営費、制作費、広告宣伝費等の詳細を記載し、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(キ) 業務実施体制書：A4判長辺綴じ、様式・縦横自由。運営体制図、予定している責任者及び主要職員の略歴、業務計画を記載すること。

8 審査方法

(1) プロポーザルの審査

(ア) 審査委員会を設置し、「9 審査基準」に基づき、事前審査と本審査を行う。

(イ) 事前審査は書類審査により評価し、採点の合計点数が高い上位 3 者にて本審査会を実施する。

(ウ) 本審査は提出書類及びプレゼンテーションをもとに評価する。

本審査会の日時と場所

日時：令和 6 年 3 月 26 日（火） 9 時～17 時

場所：静岡県静岡市葵区日出町 1 番地の 2 TOKAI 日出町ビル 9 階

（公財）するが企画観光局 事務所内

※詳細日時は書類審査後、通知する。

(2) プロポーザル審査結果の通知

プロポーザル審査結果は、書面により全提案者に通知する。

9 審査基準

審査における評価項目は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
提案内容	事業内容についての理解及び十分な研究がなされているか	10
	方針や手法に妥当性・実現性があるか	10
	効果的なプロモーション施策の提案がなされているか	15
	プロジェクトの魅力が伝わる企画・デザインとなっているか	20
実施体制	当業務を遂行するための知見、ノウハウを有しているか	10
	適切なスケジュールが設定されているか	10
	業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる実施体制が整っているか	15
コスト	所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。 また、受託希望金額に対し、最大限の成果が期待できるか	10

10 受託候補者の特定

受託候補者の特定件数は 1 件とし、次のとおり特定する。

- (1) 審査委員の採点の合計点数が高い順に受託候補者および次順位者（補欠）を特定する。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。
- (3) 総合得点満点の 6 割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対

象としない。なお、応募者全員が最低基準点に満たない場合は、再度公募を実施する。

- (4) 応募者が1者の場合、その提案が最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受託候補者とする。なお、最低基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は再度公募を実施する。

11 契約について

するが企画観光局は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、するが企画観光局は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

- (1) 受託候補者選定後、するが企画観光局が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する（プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。）。
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び追加提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用することはない。
- (4) 書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 審査経過、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

13 問い合わせ先及び応募先

公益財団法人するが企画観光局

担当：事業推進本部 調査戦略室 増田

住 所：〒420-0837 静岡県静岡市葵区日出町1-2 TOKAI 日出町ビル9階

電 話：054-204-6677

F A X：054-205-3639

M A I L：h-masuda@suruga-mtb.or.jp

様式1号

令和 年 月 日

令和6年度茶氷プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務委託に係る企画提案
参加意向申出書

公益財団法人するが企画観光局
理事長 久保田 隆 宛

住所

事業者名

代表者名

⑨

令和6年度茶氷プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務に係る企画提案（プロポーザル）に参加したいので、別添資料を添えて、参加意向申出書を提出します。

なお、当該業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「5参加資格要件」を満たす者であることを誓約します。

連絡先（担当者）

郵便番号・住所	
所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

様式2号

令和 年 月 日

令和6年度茶氷プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務委託に係る企画提案
提出書

公益財団法人するが企画観光局
理事長 久保田 隆 宛

住所

事業者名

代表者名

印

令和6年度茶氷プロジェクト及びするがヌーン茶プロジェクト実施業務委託に係る企画提案（プロポーザル）に参加したいので、別添資料を添えて、提案書を提出します。

連絡先（担当者）

郵便番号・住所	
所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	